

聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月21日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第13号

聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和62年聖籠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級の者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年9月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例第3条第1項第3号に規定する受給資格を得ようとする者は、この条例の施行前においても、その申請を行うことができる。